

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	楽天銀行株式会社		コード	5838
提出日	2026/6/5	異動（予定）日	2026/6/24	
独立役員届出書の提出理由	2026年6月24日付で社外取締役として河井聡氏及び小木曾真理氏が、社外監査役として池田潤氏及び大洞聖子氏がそれぞれ就任するにあたり、新たに独立役員として指定するため。			
☒ 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）				

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）													異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	長門 正貴	社外取締役	○														○	有
2	川村 佳世子	社外取締役	○										△					有
3	河井 聡	社外取締役	○										○				新任	有
4	小木曾 麻里	社外取締役	○													○	新任	有
5	池田 潤	社外監査役	○													○	新任	有
6	山田 眞之助	社外監査役	○													○		有
7	三村 亨	社外監査役	○													○		有
8	大洞 聖子	社外監査役	○													○	新任	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事項なし	株式会社ゆうちょ銀行・日本郵政株式会社において取締役兼代表執行役社長を務めるなど要職を歴任し、企業経営者として培った豊富な経験と見識を有しており、当該知識・経験に基づいた客観的観点からの助言等を期待できるほか、かかる経験と見識を当行のコーポレート・ガバナンスの一面の充実に反映していただくために、社外取締役として選任しています。また、東京証券取引所の独立性に関する判断基準を踏まえて策定した当行独自の独立性基準に基づいて十分な独立性を有すると判断しているため、独立役員に指定しています。
2	川村佳世子氏は、過去に日本アイ・ピー・エム株式会社の理事でありました。当行は、日本アイ・ピー・エム株式会社との間に取引がありますが、取引額は、当行の経常費用の1%未満と僅少です。	日本アイ・ピー・エム株式会社において金融機関向けシステムエンジニアやアプリケーション開発の責任者を歴任し、現在は主にクライアント企業のデジタルトランスフォーメーション（DX）サポートを担っており、DXに関する豊富な知識と経験を有しております。また、非常勤役員として会社組織の運営を担った経験を有していることから、当該知識・経験に基づいた客観的観点からの助言等を期待できるほか、当行のデジタルバンクとしての強みをさらに確固たるものとし、当行のコーポレート・ガバナンスの一面の充実に反映していただくために、社外取締役として選任しています。また、東京証券取引所の独立性に関する判断基準を踏まえて策定した当行独自の独立性基準に基づいて十分な独立性を有すると判断しているため、独立役員に指定しています。
3	河井聡氏は、森・濱田松本法律事務所外国法共同事業のパートナー弁護士であります。当行は、森・濱田松本法律事務所外国法共同事業との間に取引がありますが、取引額は、当行の経常費用の1%未満と僅少です。	弁護士として専門的な知識・経験を有しているほか、文部科学省原子力損害賠償紛争審査会特別委員、内閣官房行政改革推進本部行政改革推進会議「独立行政法人改革等に関する分科会」構成員等として培った豊富な経験と見識を有しており、当該知識・経験に基づいた客観的観点からの助言等を期待できるほか、当行のコーポレート・ガバナンスの一面の充実に反映していただくために、社外取締役として選任しています。また、東京証券取引所の独立性に関する判断基準を踏まえて策定した当行独自の独立性基準に基づいて十分な独立性を有すると判断しているため、独立役員に指定しています。
4	該当事項なし	金融機関での経験に加え、起業家、経営者としての多様な経験を有しております。また、グローバルな組織で要職を担った経験に加え、様々な企業での社外取締役・監査役の経験も豊富であります。これらの経験で培われた多様な観点からの助言等を期待できるほか、持続的な成長を目指す当行において、かかる経験と見識をコーポレート・ガバナンスの一面の充実に反映していただくために、社外取締役として選任しています。また、東京証券取引所の独立性に関する判断基準を踏まえて策定した当行独自の独立性基準に基づいて十分な独立性を有すると判断しているため、独立役員に指定しています。
5	該当事項なし	財務省、金融庁、預金保険機構等において、一貫して金融行政や財政、組織運営の要職を歴任し、極めて高い見識を有しております。加えて、民間企業において財務・投資管理および常勤監査役としての実務を経験されており、企業の実態を踏まえた具体的かつ効果的な監査の進め方についても深い知見を有しており、金融分野における卓越した専門性と、実務に裏打ちされた経営監督能力を当社の監査体制に活かしていただくことが、当社の持続的な成長と企業価値の向上に資すると判断し、社外監査役として選任しています。また、東京証券取引所の独立性に関する判断基準を踏まえて策定した当行独自の独立性基準に基づいて十分な独立性を有すると判断しているため、独立役員に指定しています。
6	該当事項なし	公認会計士としての専門的な知見に加え、有限責任あずさ監査法人社員会議長、株式会社T&Dホールディングス取締役（監査等委員）及びエクシオグループ株式会社社外監査役等を歴任された豊富な経験と見識を有しており、かかる経験と見識を当行の経営監督に反映していただくことで、当行のさらなるガバナンス体制の向上を図るべく、社外監査役として選任しています。また、東京証券取引所の独立性に関する判断基準を踏まえて策定した当行独自の独立性基準に基づいて十分な独立性を有すると判断しているため、独立役員に指定しています。
7	該当事項なし	長年に亘る各省庁における幅広い領域での要職及び研究所理事長等として、金融、グローバルなリスクマネジメント、企業法務等の豊富な経験と見識を有しており、かかる経験と見識を当行のコーポレート・ガバナンスの一面の充実に反映していただくために、社外監査役として選任しています。また、東京証券取引所の独立性に関する判断基準を踏まえて策定した当行独自の独立性基準に基づいて十分な独立性を有すると判断しているため、独立役員に指定しています。
8	該当事項なし	S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社において、執行役員として経営陣の意思決定を支援するとともに、コンプライアンス部門と連携した規制当局対応や内部統制の整備・運用を主導してまいりました。また、長年にわたる金融機関の格付分析を通じて、財務リスクおよび非財務リスクの双方を見極める高度な分析能力と、企業経営におけるガバナンスの重要性に関する深い知見を有しており、これらの経験と見識を当社の監査体制の強化に反映していただくため、社外監査役として選任しています。また、東京証券取引所の独立性に関する判断基準を踏まえて策定した当行独自の独立性基準に基づいて十分な独立性を有すると判断しているため、独立役員に指定しています。

4. 補足説明

--

- ※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
- ※2 役員の属性についてのチェック項目
- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
 - c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
 - e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
 - j. 上場会社の取引先（f.、g.及びh.のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
 - k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
 - l. 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- 以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。
- ※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。
- ※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。
- ※5 独立役員の選任理由を記載してください。
- ※6 独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。